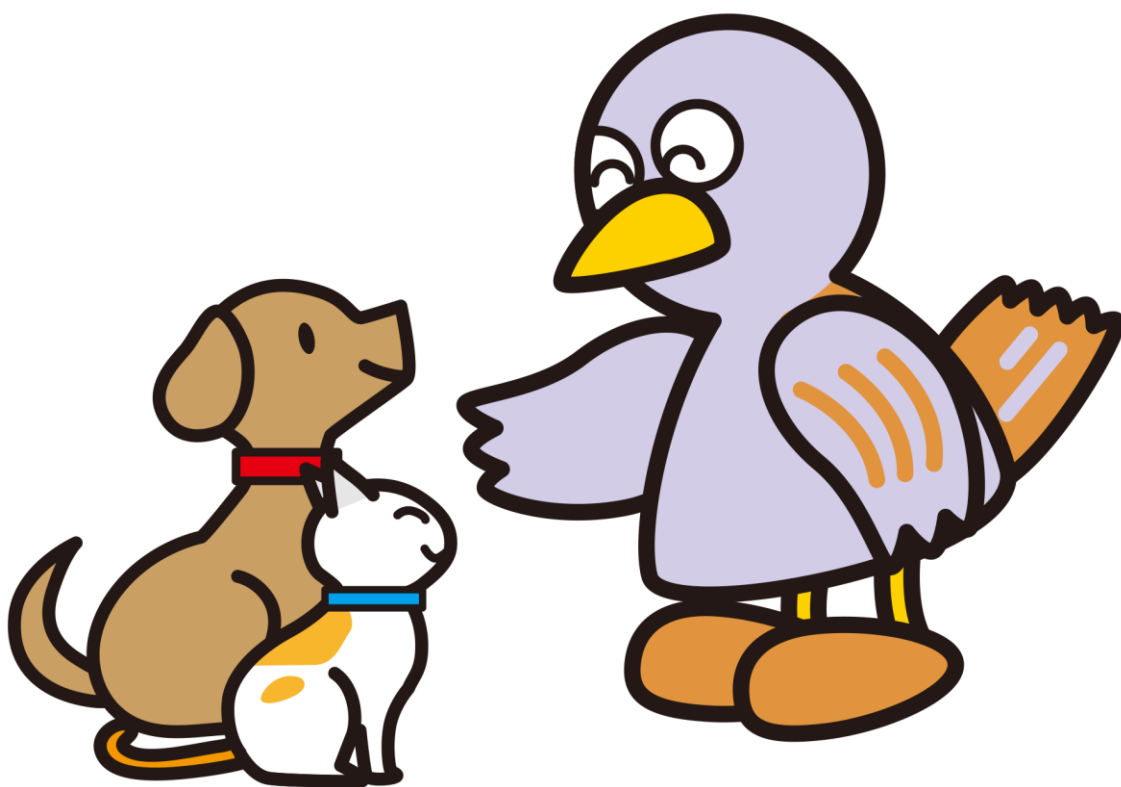


# 令和2年度動物取扱責任者研修

(令和元年度動物の愛護及び管理に関する法律の改正について)



埼玉県のマスコット「コバトン」

埼玉県 保健医療部 生活衛生課



「彩の国」さいたま

埼玉県

# 資料の概要

本資料では、令和元年6月19日に公布されました「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）について解説します。

改正法の特徴として、改正内容が3つの時期に分けて施行されることから、その中でも動物取扱業に関係する事項について、施行日別に分けて説明しております。

## 目次

1	はじめに	2
---	------	---

### 令和2年6月1日施行

2	動物取扱責任者の選任条件の厳格化	3
3	取り扱う動物に関する帳簿の備付けについて対象業種等の追加	5
4	定期報告届出書の対象動物種及び業種の拡大	7
5	動物の販売場所を事業所に限定	9
6	特定動物に関する規制の強化	10
7	登録拒否事由の追加	11

### 令和3年6月1日施行

8	幼齢の犬猫の販売等の制限の強化	12
9	飼養管理基準の遵守義務について具体的に明示	13

### 令和4年6月1日施行

10	マイクロチップの装着等の義務化	14
----	-----------------	----

# 1 はじめに

平素より当県の動物愛護管理行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、先日、皆様にお知らせしましたとおり、本年度の動物取扱責任者研修（第1回）は新型コロナウイルス感染症の発生状況を考慮し、開催を延期したところです。

しかし、依然として新型コロナウイルス感染症の流行は収束の兆しがなく、また、今般の再拡大ともいふべき状況を考慮し、感染拡大防止の観点から当県での令和2年度動物取扱責任者研修を中止することを決定しました。

一方、昨年改正されました「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正内容については、第一種動物取扱業者の皆様にとって大変重要な内容となっております。

つきましては、標記研修にて説明を予定しておりました内容について本資料を作成しましたので、動物取扱責任者の皆様におかれましてはこちらをよくお読みいただき、各事業所での適切な運営に努めていただきますようお願いいたします。

埼玉県保健医療部生活衛生課  
総務・動物指導担当

## 2 動物取扱責任者の選任条件の厳格化

第一種動物取扱業者は、常勤の職員から動物取扱責任者を選任しなくてはなりません。

改正法により、動物取扱責任者の選任要件が以下のように改正されました。

### 改正前

- ① 獣医師
  - ② 半年以上の実務経験
  - ③ 学校等卒業
  - ④ 愛玩動物飼養管理士などの資格
- ※①～④のいずれか1つ以上



### 改正後

- ① 獣医師もしくは愛玩動物看護師
  - ② 半年以上の常勤の実務経験（または1年以上の飼養経験）  
+ 学校等卒業
  - ③ 半年以上の常勤の実務経験（または1年以上の飼養経験）  
+ 愛玩動物飼養管理士などの資格
- ※①～③のいずれか1つ以上

#### Point

令和2年5月31日までに登録済みの事業者については、**令和5年5月31日**までに、その事業所の動物取扱責任者が改正後の要件を満たすようにしなければなりません。

現在、実務経験のみの要件で動物取扱責任者に選任されている方は**令和5年5月31日**までに資格取得等が必要です。

# 実務経験と飼養経験について

## 実務経験

営もうとする業種に関連した第一種動物取扱業の登録施設において、半年以上、「常勤」で勤務した経験のことです。

※改正法により、「常勤」であることが新たに条件として規定されました。「常勤」とは正社員などのようにフルタイムで働く職員を指しています。

## 飼養経験

改正法により、新たに責任者の選任要件として認められることになったものです。

取り扱おうとする動物の種類ごとに、実務経験と同等と認められる1年以上の飼養に従事した経験のことになります。

### Point !

- 単なるペットとしての飼育経験は実務経験と同等とは認められません。
- 飼養経験を責任者の選任要件とした場合、取り扱える動物は飼養経験のある動物に限られます。
- 実務経験と同様に、証明書等による証明が必要です。

(参考)

動物取扱責任者について（埼玉県 HP）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0706/doubutu-touroku/sekininsya.html>



※実務経験、飼養経験についての証明書の様式について、県で作成した参考様式がございますので、必要な方は管轄の保健所にお問い合わせください。

### 3 取り扱う動物に関する帳簿の備付けについて対象業種等の追加

改正法により、帳簿の備付けが義務付けられる業種等が拡大されました。

	改正前	改正後
業種	販売業のみ	【第一種】販売業、貸出業、展示業、譲受飼養業 【第二種】譲渡し業
動物種	犬猫のみ	動物取扱業に係る動物すべてについて

記載方法

犬又は猫は個体ごとに記入する（参考1）

犬猫以外の動物は品種等ごとに記載でもよい（参考2）

#### 動物に関する帳簿に記載が必要な事項

- ① 動物の**品種等の名称**
- ② 動物の**繁殖者の氏名**（法人の場合は名称）及び**登録番号**（又は所在地）
  - ※ 輸入/譲渡された個体で、繁殖を行った者が不明な場合は、その個体を輸出/譲渡した者の氏名（法人の場合は名称）及び所在地
  - ※ 捕獲された個体は、その個体を捕獲した者の氏名（法人の場合は名称）及び登録番号又は所在地、この個体を捕獲した場所
- ③ 動物の**生年月日**
  - ※ 輸入などをされた個体で、生年月日が不明な場合は、推定される生年月日及び輸入年月日など
- ④ 動物を**所有（占有）した日**
- ⑤ 動物の**仕入れ元**（販売した者又は譲渡した者）の**氏名**（法人の場合は名称）及び**登録番号**（又は所在地）
- ⑥ 動物を**販売（引渡）した日**
- ⑦ 動物の**販売（引渡し）の相手方の氏名**（法人の場合は名称）及び**登録番号**（又は所在地）
- ⑧ 動物の**販売（引渡し）先が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況**
- ⑨ 動物の**死亡した日**（動物販売業者等が飼養又は保管している間に死亡した場合）
- ⑩ 動物の**死亡の原因**（動物販売業者等が飼養又は保管している間に死亡した場合）

販売業のみ	貸出し業のみ
⑪ <b>販売を行った者の氏名</b> ⑫ 販売に際しての <b>情報提供</b> （法第21条の4）及びそれについての <b>顧客による確認の実施状況</b> （次項参照）	⑬ 貸出しにあたって、当該動物に関する <b>情報提供の実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間</b>

# 動物に関する帳簿

例示様式(法第 21 条の 5 関係)

(参考 1) 個票形式

## 生体情報

品種等の名称	性別	おす・めす 去勢：未・済 避妊：未・済
	毛色	
生年月日	令和 年 月 日生(確定・推定)	
マイクロチップ No.		
<input type="checkbox"/> 繁殖者 <input type="checkbox"/> 輸入者 <input type="checkbox"/> 譲渡者 <input type="checkbox"/> 捕獲者	氏名 又は名称	
	登録番号	
	又は所在地	
仕入れ業者 (繁殖者と異なる場合)	氏名 又は名称	
	登録番号	
	又は所在地	
所有者 (所有権が移転していない場合のみ記載)		
特記事項	病歴・ワクチン接種履歴	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	遺伝性疾患の有無 無・有 ( )	
備考		

帳簿の様式は定められておりませんが、県で作成した参考様式を例示します。必要な方は、県 HP からダウンロードしていただくか、管轄保健所にお問い合わせください。

## 仕入れ(所有・占有)・販売(引渡し)歴

仕入れ日 (所有・占有日)	令和 年 月 日	販売日 (引渡し日)	令和 年 月 日
販売・引渡し先	氏名 又は名称		
	登録番号		
	又は所在地		
	関係法令 遵守の確認	動物の愛護及び管理に関する法律第 12 条各号のいずれかに該当が <input type="checkbox"/> ありません	
重要事項説明 の確認	同法律第 21 条の 1 又は同法第 21 条の 4 の規定に基づく説明を <input type="checkbox"/> 理解しました		
販売担当者 氏名		販売・貸出し 重要事項説明	<input type="checkbox"/> (対面)説明(次表の事項) <input type="checkbox"/> 現物確認
貸出しの目的		貸出期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
死亡日	令和 年 月 日	死亡理由	

(参考 2) 一覧形式

参考様式(法第 21 条の 5 第 1 項)

(犬猫以外用) 取扱い動物に関する帳簿【販売】

事業所名: ペットショップさいたま

登録番号: 第 69- 3192号

動物の種類: 馬

取扱品名: プンチョウ

No.	(いつ?)		(どこからやってきたか?)		(いつ、どこで生まれたか?)		(どこへ渡したか?)				(死にしまった場合)		(その他)		
	年月日	氏名又は名称	登録番号又は所在地	頭数羽数	氏名又は名称	登録番号又は所在地	販売又は引渡し先	相手方が法に違反していないか確認したか?	(こちら側の)販売担当者氏名	重要事項説明及び署名	頭数羽数	死亡原因	頭数羽数	備考	現在数
1	2020/6/1	在産		5											5
2	2020/6/8						大宮 彰子	済	浦和 一郎	済	2				9

(参考)

動物に関する帳簿の備付け (埼玉県 HP)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0706/doubutu-touroku/toriatukai-choubo.html>



## 4 定期報告届出書の対象動物種及び業種の拡大

改正法により犬・猫を販売する業者以外の方についても「動物販売業者等定期報告届出書」の提出が必要になりました。

### (1) 報告の方法について

毎年、提出期間（4月1日～5月30日）中に管轄保健所へ次ページ様式を用いて提出するようお願いします。

### (2) 報告が必要な事項

- ア 前年度当初に所有していた動物の数
  - イ 前年度中に増えた動物の数
  - ウ 前年度中に販売もしくは引き渡しをした動物の数
  - エ 前年度中に死亡した動物の数
  - オ 前年度末に所有していた動物の数
- イ～エについては月ごとに計上した数を報告します。

### (3) 対象業種

販売業、貸出業、展示業、譲受飼養業  
※動物取扱業に係る動物すべてが報告の対象となります。

### (4) その他

- ・「犬」「猫」「その他哺乳類」「鳥類」「爬虫類」に分けて数値を計上してください。
- ・令和3年度は令和2年6月1日から令和3年3月31日までの数値を計上し、報告するようお願いします。

(参考)

動物販売業者等の定期報告について（埼玉県 HP）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0706/doubutu-touroku/teikihoukoku.html>





# 動物販売業者等定期報告届出書（様式）

ア  
年度当初  
の所有数

イ  
年度中に  
増えた数

ウ  
年度中に  
販売又は  
引渡した  
数

エ  
年度中に  
死亡した  
数

オ  
年度末の  
所有数

1 事業所の名称							
2 事業所の所在地							
3 登録年月日	年 月 日						
4 登録番号							
5 年度当初に所有していた動物の合計数	犬： 頭、猫： 頭、 その他哺乳類： 頭、 鳥類： 羽、爬虫類： 頭						
6 年度中に新たに所有するに至った動物の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
鳥類							
爬虫類							
7 年度中に販売若しくは引渡しをした動物の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
鳥類							
爬虫類							
8 年度中に死亡の事実が生じた動物の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
鳥類							
爬虫類							
9 年度末に所有していた動物の合計数	犬： 頭、猫： 頭、その他哺乳類： 頭、 鳥類： 羽、爬虫類： 頭						
10 犬猫以外の動物に含まれる品種等							
11 備考							

## 5 動物の販売場所を事業所に限定

動物の販売にあたり、顧客が安易な購入を行うことや、顧客側に対する情報提供の不足を未然に防ぐために、販売する動物についての対面説明と現物確認を行う場所が**事業所に限定**されました。

つまり、自らの**登録事業所外での販売ができなくなりました。**

### (参考) 販売、貸出しにあたって説明が必要な事項

1.品種等の名称
2.性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
3.平均寿命その他の飼養期間に係る情報
4.飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
5.適切な給餌及び給水の方法
6.適切な運動及び休養の方法
7.主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
8.不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
9.「8」に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
10.遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
11.性別の判定結果
12.生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
13.不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
14.繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては、輸入者または譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
15.所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
16.当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
17.当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）
18.上記までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

## 6 特定動物に関する規制の強化

### (1) 特定動物の特定目的以外での飼養・保管の禁止

#### 特定目的とは

- 動物園その他これに類する施設における展示
- 試験研究又は生物学的製剤、食品若しくは飲料の製造の用
- 生業の維持
- 改正法施行の際、現に愛玩目的等で特定動物（交雑種含む）の飼養等を行う者が、同様の目的で継続的に当該個体を飼養又は保管する場合
- 特定動物の飼養又は保管を行う者が死亡した場合であって、相続人が継続して飼養又は保管を行う場合
- 動物による生活環境の保全上の支障を防止すること等、その他公益上の必要があると認められる目的

### (2) 特定動物の交雑種の扱いについて

特定動物の交雑種について、改正法により規制の対象となりました。



これにより

**愛玩目的での特定動物とその交雑種の飼養ができなくなりました**

ただし、改正法施行の時点（令和2年6月1日）ですでに許可を受け飼養していた個体に関しては、その個体に限り飼養を継続することができます。

また、これに伴い愛玩目的の特定動物の販売ができなくなりました。

## 7 登録拒否事由の追加

### 拒否期間の延長、関連違反法令の追加

- 登録を取り消された場合、**5年間**登録ができない  
(登録を取り消された法人の役員を含む)
- 関係法令(動愛法、化製場法、狂犬病予防法、\***外為法**、狂犬病予防法、種の保存法、鳥獣保護法、外来生物法)で罰金以上の刑に処された場合、その執行後、又は執行を受けることがなくなった日から、**5年間**登録ができない (\*動物に係るものに限る)

### 新規拒否事由の追加

- 第12条第1号
  - 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者  
→精神の機能の障害によりその業務を行うに当たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。(規則第3条第4項)
- 同条第2号
  - 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 同条5の2号
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 同条7号
  - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 同条7号の2
  - 第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者  
→登録取消しに係る聴聞の通知があった日以降に廃業届を提出した者又は通知があった日前30日に役員であった者・廃業届提出日から5年間
- 同条9号
  - 個人であって、その環境省令で定める使用人のうちに第1号から第7号の2までのいずれかに該当する者があるもの  
→使用人は、事業者の業務を統括する者(規則第3条第6項)

## 8 幼齢の犬猫の販売等の制限の強化

前回の法改正(平成24年改正)により、56日齢(8週齢)を経過しない犬猫の販売を禁止することが規定されましたが、今回の法改正までは、経過措置により49日齢(7週齢)を経過していれば販売することが可能でした。

しかし、今回の法改正により、この経過措置の規定が削除され、**令和3年6月1日**から、生後56日齢(8週齢)を経過しない犬猫については、販売のため又は販売の用に供するために引き渡し又は展示することができなくなります。

### 天然記念物指定犬の特例措置

天然記念物として指定された犬(秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬)については、**繁殖業者から一般の飼い主等(犬猫等販売業者以外の者)**に直接販売する場合に限り**49日齢**を経過していれば販売できることとなります。

#### Point!

犬と猫については、出生後、一定の日齢に達していない幼齢の個体を、その親兄弟から引き離すと適切な社会化がなされず、後々、吠え癖や噛み癖等の問題行動を引き起こす可能性が高まると考えられています。

そのため、社会性を身に付けさせ、成長後の問題行動を予防してから販売するという目的から、幼齢犬猫の販売に制限がかけられています。

## 9 飼養管理基準の遵守義務について具体的に明示

第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し遵守しなければならない基準が規定されます。

### 遵守すべき事項として7項目を規定

- ①飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
- ②動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項
- ③動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
- ④動物の疾病等に係る措置に関する事項
- ⑤動物の展示又は輸送の方法に関する事項
- ⑥動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖方法に関する事項
- ⑦その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

#### Point !

犬猫等販売業者に係る基準は数値などによって、より具体的に規定される見込みです。詳細は今後、環境省令で定められます。



## 10 マイクロチップの装着等の義務化

### (1) 犬猫等販売業者へのマイクロチップ装着、情報登録の義務化

犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得した日（生後90日以内の犬又は猫の場合は、生後90日を経過した日）から30日以内（**その日までに販売する場合は、その販売日まで**）にマイクロチップの装着及び情報登録をすることが義務付けられます。

※犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者については、マイクロチップの装着は努力義務

### (2) マイクロチップを装着した犬又は猫を取得した者は、情報の登録もしくは変更登録の義務化

マイクロチップを装着した犬又は猫であって、その登録をしていない場合は登録することが義務付けられます。

また、マイクロチップを装着した犬又は猫であって、取得時すでに登録されている場合には、情報の変更登録をしなければなりません。

#### Point!

#### ～マイクロチップと狂犬病予防法～

狂犬病予防法では、生後91日以上の子犬の所有者は、犬の所在地を管轄する市町村への登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。

改正法により、上記のとおりマイクロチップの装着等が義務化されることに伴い、令和4年6月1日から、犬のマイクロチップの登録をすることによって、狂犬病予防法に規定される「犬の登録」を受けたこととなり、装着しているマイクロチップが鑑札とみなされます。

これら改正内容については、今後詳細が分かり次第皆様にお知らせしてまいります。犬を取扱う業者の皆様におかれましては、引き続き狂犬病予防法を遵守するようお願いいたします。

# おわりに

本年度は新型コロナウイルス感染症の発生状況を考慮し、動物取扱責任者研修を中止しましたので、資料にて法改正の内容についてお知らせしたところです。

今後も、令和3年、4年と法改正により変更又は追加された事項が段階的に施行されていきます。当県としましても引き続き、皆様に法改正の内容について周知してまいりますので、動物取扱責任者の皆様におかれましては、それぞれの事業所において適切な運営がされるよう、本資料などを活用し、運営方法を改正法の内容に対応させていくようお願いいたします。法改正の内容について御不明な点等ございましたら、管轄保健所、又は当課あてお問い合わせください。

今後とも埼玉県の動物愛護管理行政への御協力をよろしくお願いいたします。

## 【参考】罰則について（令和2年6月1日施行）

主な罰則	
愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者 （法第44条第1項）	5年以下の懲役又は 500万円以下の罰金
愛護動物をみだりに虐待した者 愛護動物を遺棄した者 （法第44条第2項、3項）	1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
無許可で特定動物を飼養保管した者 （法第45条）	6ヶ月以下の懲役又は 100万円以下の罰金
無登録で第1種動物取扱業を営んだ者 （法第46条）	100万円以下の罰金
無届出で第2種動物取扱業を営んだ者 （法第47条）	30万円以下の罰金
不適切な多頭飼育者が措置命令に違反した場合 （法第46条の2）	50万円以下の罰金

赤字は改正部分

埼玉県保健医療部 生活衛生課 総務・動物指導担当

電話：048-830-3612

FAX：048-824-2194

令和2年8月作成